

宮崎県
キャリア形成プログラム
(修正案)

宮崎県地域医療支援機構

福祉保健部医療薬務課

目 次

- 宮崎県キャリア形成プログラムについて
- 医師修学資金貸与医師 1

- 宮崎大学医学部地域枠医師 4

- 自治医科大学卒業医師 6

- (医師修学資金貸与医師・宮崎大学地域枠医師)
- 別表1～3 キャリア形成プログラム対象医療機関等 8
- 宮崎県キャリア形成プログラム診療科別概要 9

- (自治医科大学卒業医師)
- 宮崎県キャリア形成プログラム概要及び
キャリア形成プログラム対象医療機関 13

宮崎県キャリア形成プログラムについて

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、医師が不足している地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保と当該地域における医師確保の両立を目的に、県においてキャリア形成プログラムを策定することが医療法上位置付けられました。

キャリア形成プログラムについては「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知）に基づき下記のとおり定め、運用します。

医師修学資金貸与医師

1 対象者

- 医師修学資金の貸与を受けた医師
（宮崎大学地域特別枠、長崎大学宮崎県枠、医師修学資金貸与者）
- その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

都道府県は、修学資金を貸与した医師に対して、同意を得てキャリア形成プログラムを適用しなければならない。（キャリア形成プログラム運用指針より）

2 対象期間

キャリア形成プログラムの各コースの対象期間は、原則として、県内臨床研修期間を含め9年間とします。

また臨床研修修了後7年間のうち、医師少数区域等での勤務を4年間以上とします。

（※研修プログラム等による異動で勤務医療機関が変わった場合、月単位で勤務実績をカウントします。）

（※医師偏在指標により、宮崎東諸県医療圏以外の全ての2次医療圏を医師少数区域等と位置付けます。）

下記基本モデル及び各コースをベースに、対象者の希望や状況に応じて柔軟に対応していきます。

【基本モデル】（基本領域専門医プログラムが3年間のケース）

※下記表の従事区分A群～C群については、別表1「キャリア形成プログラム対象医療機関」を参照。

※県内の臨床研修病院及び専門研修病院（基幹施設）については、別表2及び別表3を参照。

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	専門研修 1年目	専門研修 2年目	専門研修 3年目	専門医 ①	専門医 ②	専門医 ③	専門医 ④
従事区分	県内臨床研修機関		県内専門研修機関 (A群～C群)			県内勤務 (A群～C群)			

【勤務ローテーション（例）】（※イメージであり、診療科ごとのコースにより勤務地は異なります。）

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	専門研修 1年目	専門研修 2年目	専門研修 3年目	専門医 ①	専門医 ②	専門医 ③	専門医 ④
従事区分	県内臨床研修機関		A群	B群	A群	A群	C群	B群	B群
勤務先の地域 (例)	宮崎市	延岡市	宮崎市	延岡市	宮崎市	宮崎市	高千穂町	日南市	日南市
医師少数区域等 (B又はC)での勤務				○			○	○	○

3 コース及び対象医療機関

キャリア形成プログラムのコース及び就業先とされる対象医療機関については、別紙「宮崎県医師キャリア形成プログラム診療科別概要」及び別表1「キャリア形成プログラム対象医療機関」を参照ください。

4 キャリア形成プログラムの適用

(1) 同意書提出及びコース選択等について

ア 対象学生は、原則、医学部6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意を行うこととします。

イ 対象医師は、臨床研修2年次（専攻医登録前）に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコースを選択します。

ウ キャリア形成プログラム適用同意書を別に定め、適用者は同意書を県に提出します。

(2) コース選択後の変更について

コースの選択後に異なるコースへの変更を希望する場合は、県への申請に基づき、県知事が理由を適当と認める場合のみ、適用されるコースの変更を認めることとします。

5 キャリア形成プログラムの相談窓口等

宮崎県地域医療支援機構分室（宮崎大学医学部医療人育成支援センター内）は、キャリア形成プログラムに関する学生の相談窓口となるとともに、キャリア形成プログラム適用者と定期的に面談を実施し、キャリアパスに関する希望を確認することとします。

6 キャリア形成プログラム適用者の勤務先の決定について

ア 各対象医師に適用されるコースの中で、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、本人の希望を最大限尊重し、宮崎大学医学部等関係機関と十分に連携しながら検討し、決定することとします。

イ 県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の11月末までを目安に宮崎大学医学部等関係機関と協議及び必要な調整を行った上で、地域医療対策議会において派遣計画を決定することとします。

7 対象期間の一時中断等

次のア又はイに該当する場合は、対象期間の一時中断が認められます。

ア キャリア形成に資する県外研修、大学院、留学等の期間（通算5年）

イ やむを得ない場合として知事が必要と認める期間

災害、疾病、負傷、出産、育児、介護の場合、勤務先等において休業として認められた期間

※ 専門研修プログラムの県外研修期間は一時中断とせず、キャリア形成プログラムの期間として取り扱うこととします。

8 キャリア形成プログラムの中止（離脱）について


中止（離脱）は原則認められません。

9 キャリア形成プログラム適用者の医師修学資金の義務履行について

(1) 令和元年度以降の貸与者

- ・ 貸与年数の 1.5 倍の期間、指定医療機関で勤務することで返還免除となります。
- ・ 6年間医師修学資金の貸与を受けた方は、キャリア形成プログラム（9年）を満了することで返還免除となります。

(6年貸与の場合)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	専門研修 1年目	専門研修 2年目	専門研修 3年目	専門医 ①	専門医 ②	専門医 ③	専門医 ④
従事区分	研修機関	研修機関	A群	B群	A群	B群 または C群	B群 または C群	B群 または C群	B群 または C群
義務履行	 9年間指定医療機関で勤務 (キャリア形成プログラム9年間)								

(2) 平成30年度以前の貸与者

- ・ 6年間医師修学資金の貸与を受けた方は、臨床研修修了後、選択した診療科のコース上の医療機関で6年間勤務することで返済免除となります。
- ・ 6年貸与の場合、返済免除となってもキャリア形成プログラム満了まで1年ありますので、引き続きキャリア形成プログラム満了まで県内での勤務を続けることとなります。

(6年貸与の場合)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	専門研修 1年目	専門研修 2年目	専門研修 3年目	専門医 ①	専門医 ②	専門医 ③	専門医 ④
従事区分	研修機関	研修機関	A群	B群	A群	B群 または C群	B群 または C群	B群 または C群	B群 または C群
義務履行	—	—	○	○	○	○	○	○ 返済免除	キャリアプロ 満了

10 その他

- (1) ここに定めるキャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定します。
- (2) キャリア形成プログラムの適用等、必要な手続きに関する様式は別途定めることとします。

宮崎大学医学部 地域枠医師

1 対象者

医師修学資金の貸与を受けていない地域枠医師

都道府県は、修学資金が貸与されていない地域枠医師に対して、同意を得てキャリア形成プログラムを適用するよう努めなければならない。（キャリア形成プログラム運用指針より）

2 対象期間

キャリア形成プログラムの各コースの対象期間は、原則として、県内臨床研修期間を含め9年間とします。

また、臨床研修を含む9年間のうち、医師少数区域等での勤務を4年間以上とします。

（ただし、へき地医療機関（C群）での勤務は適用者が希望する場合とします。）

（※研修プログラム等による異動で勤務医療機関が変わった場合、月単位で勤務実績をカウントします。）

（※医師偏在指標により、宮崎東諸県医療圏以外の全ての2次医療圏を医師少数区域等と位置付けます。）

下記基本モデル及び各コースをベースに、対象者の希望や状況に応じて柔軟に対応していきます。

【基本モデル】（基本領域専門医プログラムが3年間のケース）

※下記表の従事区分 A 群～C 群については、別表1「キャリア形成プログラム対象医療機関」を参照。

※県内の臨床研修病院及び専門研修病院（基幹施設）については、別表2及び別表3を参照。

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	専門研修 1年目	専門研修 2年目	専門研修 3年目	専門医 ①	専門医 ②	専門医 ③	専門医 ④
従事区分	県内臨床 研修機関		県内専門研修機関 (A群～C群)			県内勤務 (A群～C群)			

【勤務ローテーション（例）】（※イメージであり、診療科ごとのコースにより勤務地は異なります。）

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	専門研修 1年目	専門研修 2年目	専門研修 3年目	専門医 ①	専門医 ②	専門医 ③	専門医 ④
従事区分	県内臨床 研修機関		A群	B群	A群	A群	A群	B群	B群
勤務先の地域 (例)	宮崎市	日南市	宮崎市	日南市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	延岡市	延岡市
医師少数区域等 (B又はC)での勤務		○		○				○	○

3 コース及び対象医療機関

キャリア形成プログラムのコース及び就業先とされる対象医療機関については、別紙「宮崎県医師キャリア形成プログラム診療科別概要」及び「キャリア形成プログラム対象医療機関」を参照ください。

4 キャリア形成プログラムの適用

(1) 同意書提出及びコース選択等について

ア 対象学生は、原則、医学部6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログ

- ラムの適用を受けることについて同意を行うこととします。
- イ 対象医師は、臨床研修2年次（専攻医登録前）に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコースを選択します。
 - ウ キャリア形成プログラム適用同意書を別に定め、適用者は同意書を県に提出します。

(2) コース選択後の変更について

コースの選択後に異なるコースへの変更を希望する場合は、県への申請に基づき、県知事が理由を適当と認める場合のみ、適用されるコースの変更を認めることとします。

5 キャリア形成プログラムの相談窓口等

宮崎県地域医療支援機構分室（宮崎大学医学部医療人育成支援センター内）は、キャリア形成プログラムに関する学生の相談窓口となるとともに、キャリア形成プログラム適用者と定期的に面談を実施し、キャリアパスに関する希望を確認することとします。

6 キャリア形成プログラム適用者の勤務先の決定について

ア 各対象医師に適用されるコースの中で、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、本人の希望を最大限尊重し、宮崎大学医学部等関係機関と十分に連携しながら検討し、決定することとします。

イ 県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の11月末までを目安に宮崎大学医学部等関係機関と協議及び必要な調整を行った上で、地域医療対策議会において派遣計画を決定することとします。

7 対象期間の一時中断等

次のア又はイに該当する場合は、対象期間の一時中断が認められます。

ア キャリア形成に資する県外研修、大学院、留学等の期間（通算5年）

イ やむを得ない場合として知事が必要と認める期間

災害、疾病、負傷、出産、育児、介護の場合、勤務先等において休業として認められた期間

※ 専門研修プログラムの県外研修期間は一時中断とせず、キャリア形成プログラムの期間として取り扱うこととします。

8 キャリア形成プログラムの中止（離脱）について

中止（離脱）は原則認められません。

9 その他

(1) ここに定めるキャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定します。

(2) キャリア形成プログラムの適用等、必要な手続きに関する様式は別途定めることとします。

自治医科大学卒業医師

1 対象者

自治医科大学を卒業した医師

2 対象期間

キャリア形成プログラムの各コースの対象期間は、自治医科大学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間とします。

また、対象期間のうち、知事が指定するへき地等の公立病院・診療所等（※C群）での勤務期間を全体の2分の1の期間とします。

下記基本パターンに基づいて、本人の希望やへき地指定公立病院の状況に応じて、県の人事異動により勤務先が決まります。

【基本パターン①】（臨床研修後、すぐにC群での勤務を希望する場合）

※下記表の従事区分については別紙「キャリア形成プログラム対象医療機関（自治医卒医師用）」を参照。

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	へき地 勤務	へき地 勤務	再教育 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修	後期 研修
従事区分	研修機関	研修機関	C群	C群	任意	C群	C群	C群	任意 (県内)	任意 (県内)
義務履行	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
専門研修			▲	▲	●	▲	▲	▲	●	●

【基本パターン②】（臨床研修後、後期研修を希望する場合）

※下記表の従事区分については別紙「キャリア形成プログラム対象医療機関（自治医卒医師用）」を参照。

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	再教育 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修
従事区分	研修機関	研修機関	任意 (県内)	C群	C群	任意	C群	C群	C群	任意 (県内)
義務履行	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
専門研修			●	▲	▲	●	▲	▲	▲	●

<共通事項>

※再教育研修を県内で行う場合は、10年目の後期研修の前倒しとして義務内にカウントされます。

※専門研修が「▲」の勤務については、人事異動による勤務先が専門研修プログラムの連携施設であれば、専門研修としてカウント可能となります。

3 コース及び対象医療機関

キャリア形成プログラムのコース及び就業先とされる対象医療機関については、別紙「宮崎県医師キャリア形成プログラム概要（自治医科大学卒業医師用）」及び「キャリア形成プログラム対象医療機関（自治医科大学卒業医師用）」を参照ください。

4 キャリア形成プログラムの適用

(1) 同意書提出及びコース選択等について

令和元年以降に入学した者から以下の手続きをとることとなります。

ア 対象学生は、原則、医学部6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意を行うこととします。

イ 対象医師は、臨床研修2年次に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコースを選択します。

ウ キャリア形成プログラム適用同意書を別に定め、適用者は同意書を県に提出します。

(2) コース選択後の変更について

コースの選択後に異なるコースへの変更を希望する場合は、申請に基づき、知事が理由を適切と認める場合のみ、適用されるコースの変更を認めることとします。

5 面談の実施

キャリア形成プログラム適用者に人事面談を実施し、キャリアパスに関する希望を確認することとします。

6 キャリア形成プログラム適用者の勤務先の決定について

ア 各対象医師に適用されるコースの中で、実際に当該対象医師が派遣される医療機関を決定する際には、本人の希望を面談等で確認し、地域医療対策協議会において協議することとします。

イ 県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の11月末までを目安に地域医療対策協議会に提示し、協議及び必要な調整を行った上で、地域医療対策協議会において派遣計画を決定することとします。

7 対象期間の一時中断等

自治医科大学医学部修学資金貸与規定に基づき、休職（育児休業及び介護休業を含む。）、停職、育児時短勤務などが認められます。

8 キャリア形成プログラムの中止（離脱）について

自治医科大学医学部修学資金貸与規定に基づき、原則、貸与を受けた修学資金の全額返還となります。

9 キャリア形成プログラム適用者の義務履行

自治医科大学修学資金貸与規定に基づき、修学資金の貸与を受けた年数の1.5倍の期間、指定医療機関で勤務することで返還免除となります。

10 その他

(1) ここに定めるキャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定します。

(2) キャリア形成プログラムの適用等、必要な手続きに関する様式は別途定めることとします。

＜別表1＞【キャリア形成プログラム 対象医療機関】

医療機関群	カテゴリー	対象医療機関(令和元年度)
A群	いずれかの 専門研修プログラムに おいて、基幹施設又は 連携施設として位置付 けられている 医療機関	【延岡・西臼杵】 おがわクリニック、黒木、県立延岡、延岡リハビリテーション、吉田、国見ヶ丘、 高千穂町国保
		【日向・入郷】 協和、鮫島、千代田、和田、田中、宮崎県済生会日向、国保諸塚診療所、 椎葉村国保、美郷町国保西郷、美郷町国保南郷診療所
		【宮崎東諸県】※B群では対象外 いしかわ内科、井上、おおつか生協クリニック、金丸脳神経外科病院、 県精神保健福祉センター、県立こども療育センター、県立宮崎、古賀総合 国立病院機構宮崎東、市民の森、潤和会記念、高宮、宮崎江南、 とえだウイメンズクリニック、南部、野崎、野崎東、藤元中央、 プレストピア宮崎、平和台、宮崎市郡医師会、宮崎市立田野、宮崎生協、 宮崎善仁会、宮崎大学医学部附属、宮崎中央眼科、宮崎若久、 和知川原生協クリニック
		【西都児湯】 西都児湯医療センター、国保西米良診療所、国立病院機構宮崎
		【日南串間】 県立日南、谷口、日南市立中部、串間市民、県南
		【都城北諸県】 都城医療センター、大悟、橘、永田、藤元、藤元上町、藤元総合、都城新生、 都城市郡医師会、メディカルシティ東部
		【西諸】 池田、内村、小林市立、えびの市立
B群	A群のうち医師不足地域(宮崎東諸県以外を想定)の医療機関	上記A群のうち宮崎東諸県を除く医療機関
C群	へき地の 公的医療機関	高千穂町国保、日之影町国保、五ヶ瀬町国保、島浦診療所、日向市立東郷、 美郷町国保西郷、椎葉村国保、国保諸塚診療所、美郷町国保北郷診療所、 美郷町国保南郷診療所、国保西米良診療所、串間市民、串間市市木診療所、 えびの市立、国保高原、都農町国保、日南市立中部

＜別表2＞県内臨床研修病院

臨床研修病院	所在地	医療圏
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市	宮崎東諸県
県立宮崎病院	宮崎市	宮崎東諸県
県立日南病院	日南市	日南串間
県立延岡病院	延岡市	延岡西臼杵
古賀総合病院	宮崎市	宮崎東諸県
宮崎生協病院	宮崎市	宮崎東諸県
藤元総合病院	都城市	都城北諸県

＜別表3＞県内専門研修病院(基幹施設)

専門研修病院	所在地	医療圏
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市	宮崎東諸県
県立宮崎病院	宮崎市	宮崎東諸県
県立延岡病院	延岡市	延岡西臼杵
古賀総合病院	宮崎市	宮崎東諸県
宮崎生協病院	宮崎市	宮崎東諸県
野崎東病院	宮崎市	宮崎東諸県
串間市民病院	串間市	日南串間

宮崎県医師キャリア形成プログラム 診療科別概要 (宮崎大学)

領域	専門研修プログラム年数	基本モデル									対象医療機関			備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	A群 = 基幹施設又は連携施設	B群 = A群のうち宮崎県諸県を除く医療機関	C群 = へき地の公的医療機関	
内科	3	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	【白南車間】 車間市民
		研修機関	研修機関	大学	B/A	A/B	A/B	B/C	B/C	B/C	【延岡・西臼杵】 県立延岡 【日向・入郷】 千代田、宮崎県済生会日向 【宮崎県諸県】 西都児湯 県立宮崎、古賀総合、国立病院機構宮崎東、市民の森、酒和会記念、宮崎江南、藤元中央、平和台、宮崎市医師会、宮崎生協、宮崎大学附属 【西都児湯】 西都児湯医療センター 【白南車間】 県立白南 【都城北諸県】 都城医療センター、藤元上町、都城市医師会	【延岡・西臼杵】 県立延岡 【日向・入郷】 千代田、宮崎県済生会日向 【西都児湯】 西都児湯医療センター 【白南車間】 県立白南 【都城北諸県】 都城医療センター、藤元上町、都城市医師会		
小児科	3	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	
		研修機関	研修機関	大学	A	B	B	B	B	B	【宮崎県諸県】 県立宮崎、宮崎大学附属、 【白南車間】 県立白南 【都城北諸県】 都城医療センター、都城市医師会	【白南車間】 県立白南 【都城北諸県】 都城医療センター、都城市医師会		
皮膚科	5	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	
		研修機関	研修機関	大学	B	大学/A	B	大学/A	B	B	【日向・入郷】 千代田 【宮崎県諸県】 県立宮崎、古賀総合、宮崎大学附属	【日向・入郷】 千代田		
精神科	3	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	
		研修機関	研修機関	大学	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	A/B	【延岡・西臼杵】 吉田、国見、丘 【日向・入郷】 協和、教場、田中 【宮崎県諸県】 井上、県立宮崎、国立病院機構宮崎東、高宮、野崎、宮崎大学附属、宮崎若久 【白南車間】 各口、栗原 大徳、水田、都城新生 【西諸】 内村	【延岡・西臼杵】 吉田、国見、丘 【日向・入郷】 協和、教場、田中 【白南車間】 各口、栗原 大徳、水田、都城新生 【西諸】 内村		
外科	3	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修	【白南車間】 車間市民
		研修機関	研修機関	大学	A/B	大学	大学/A/B/C	大学/A/B/C	大学/A/B/C	大学/A/B/C	【延岡・西臼杵】 黒木、県立延岡 【日向・入郷】 千代田、宮崎県済生会日向 【宮崎県諸県】 県立こども療育センター、県立宮崎、国立・宮崎東、酒和会記念、商部、フレスタピア宮崎 宮崎市医師会、宮崎生協、宮崎善仁会、宮崎大 【白南車間】 県立白南、車間市民 【都城北諸県】 都城医療センター、都城市医師会、 メディカルシティ東部	【延岡・西臼杵】 黒木、県立延岡 【日向・入郷】 千代田、宮崎県済生会日向 【白南車間】 県立白南、車間市民 【都城北諸県】 都城医療センター、都城市医師会、 メディカルシティ東部		

領域	基本モデル									対象医療機関			備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A群 = 基幹施設又は連携施設	B群 = A群のうち宮崎県諸県を除く医療機関	C群 = へき地の公的医療機関	
	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	
放射線科	5	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修4年目、5年目の大学での専門研修は、プログラム中新期間とし、トータル11年のコースとなる。
	4	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修4年目(A)については、プログラム中新期間とし、トータル10年のコースとなる。
病理	3	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	
	3	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	
救急科	3	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	
	4	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	
リハビリテーション科	3	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	
	3	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	
総合診療科	3	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	
	3	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	臨床研修 研修機関	

宮崎県キャリア形成プログラム概要（自治医科大学卒業医師用）

基本パターン

【基本パターン①】（臨床研修後、すぐにC群での勤務を希望する場合）

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	後期研修	へき地勤務	へき地勤務	再教育研修	へき地勤務	へき地勤務	へき地勤務	後期研修
従事区分	研修機関	研修機関	任意 (県内)	C群	C群	任意	C群	C群	C群	任意 (県内)
義務履行	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
専門研修			●	▲	▲	●	▲	▲	▲	●

【基本パターン②】（臨床研修後、後期研修を希望する場合）

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	へき地勤務	へき地勤務	再教育研修	へき地勤務	へき地勤務	へき地勤務	後期研修	後期研修
従事区分	研修機関	研修機関	C群	C群	任意	C群	C群	C群	任意 (県内)	任意 (県内)
義務履行	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
専門研修			▲	▲	●	▲	▲	▲	●	●

＜共通事項＞

- ※再教育研修を県内で行う場合は、10年目後期研修の前倒しとして義務内にカウントされます。
- ※「▲」の勤務については、人事異動による勤務先が専門研修プログラムの連携施設であれば、専門研修としてカウントされます。

【キャリア形成プログラム 対象医療機関（自治医科大学卒業医師用）】

医療機関群	カテゴリー	対象医療機関（令和元年度）
臨床研修		県立宮崎病院、県立延岡病院、県立日南病院、 宮崎大学医学部附属病院
後期研修		県内医療施設
C群	へき地の 公的医療機関	日南市立中部病院、日向市立東郷病院、串間市民病院、 えびの市立病院、国民健康保険高原病院、国民健康保険西米良診療所、 都農町国民健康保険病院、国民健康保険諸塚診療所、椎葉村国民健康保険病院、 国民健康保険西郷病院、国民健康保険病院南郷診療所、高千穂町国民健康保険病院、 日之影町国民健康保険病院、五ヶ瀬町国民健康保険病院

コース

【内科専門医取得コース】

専門医取得（※最短の場合）

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	へき地 勤務
従事区分	研修機関	研修機関	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	C群
宮崎大学			↔	▲	▲	↔	▲	▲	▲
県立 宮崎病院			↔			↔	←		→

内科医又は総合医として勤務

※「▲」の勤務については、人事異動による勤務先が専門研修プログラムの連携施設であれば、専門研修としてカウントされます。

【総合診療医取得コース】

専門医取得（※最短の場合）

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	へき地 勤務
従事区分	研修機関	研修機関	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	C群
宮崎大学			↔	▲	▲	↔	▲	▲	▲
県立 宮崎病院			↔	▲	▲	↔	▲	▲	▲

※「▲」の勤務については、人事異動による勤務先が専門研修プログラムの連携施設であれば、専門研修としてカウントされます。

【その他（専門医を取得しない場合を含む）】

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	へき地 勤務
従事区分	研修機関	研修機関	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	C群
専門研修			↔	▲	▲	↔	▲	▲	▲

その他の専門医については、【総合診療医取得コース】と同様に、「▲」勤務が専門研修プログラムの連携施設であれば専門研修としてカウントされます。

<参考>義務後半に専門医を取得することも可能

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修
従事区分	研修機関	研修機関	C群	C群	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	C群	基幹施設 又は 連携施設
専門研修				▲	↔	▲	▲	▲	↔

その他の専門医取得例

【内科、総合診療以外】

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
過程	臨床 研修 1年目	臨床 研修 2年目	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	へき地 勤務	専門 研修	以後 専門医として勤務		
従事区分	研修機関	研修機関	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	C群	専門 研修	以後 専門医として勤務		
専門研修			↔			↔				↔			
身分	県職員									その他			

専門医取得

↑義務終了

【専門研修が4年の場合】

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
過程	臨床 研修 1年目	臨床 研修 2年目	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	後期 研修	へき地 勤務	へき地 勤務	へき地 勤務	専門 研修	専門 研修	以後 専門医として勤務	
従事区分	研修機関	研修機関	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	基幹施設 又は 連携施設	C群	C群	C群	専門 研修	専門 研修	以後 専門医として勤務	
専門研修			↔			↔				↔			
身分	県職員									その他			

専門医取得

↑義務終了